

【 別 冊 】 事 業 者 指 定 に 係 る 資 料 等 に つ い て

目 次

事業の実施について

- 1．事業者指定の申請手続について 2 ページ
- 2．同一の場所で複数事業を実施する場合 3 ページ
- 3．多機能型事業実施時の指定のポイント 3 ページ
- 4．新体系に移行する際の分場の取り扱いについて 4 ページ

- 障害者支援施設の事業者指定イメージ 5 ページ**

グループホーム・ケアホーム

- 1．指定の取り扱いについて 6 ページ
- 2．具体的な取り扱いについて 7 ページ

事業者番号の付番等に係る事務処理について

- 1．事業所番号の設定について 9 ページ
- 2．事業所番号のルールについて 9 ページ
- 3．複数の事業所等に同一事業所番号を付番する参考例 10 ページ

- 法第79条に規定する事業の届出に係る留意事項 13 ページ**

この資料は、既に課長会議等でお示しした資料を含みます。

事業の実施について

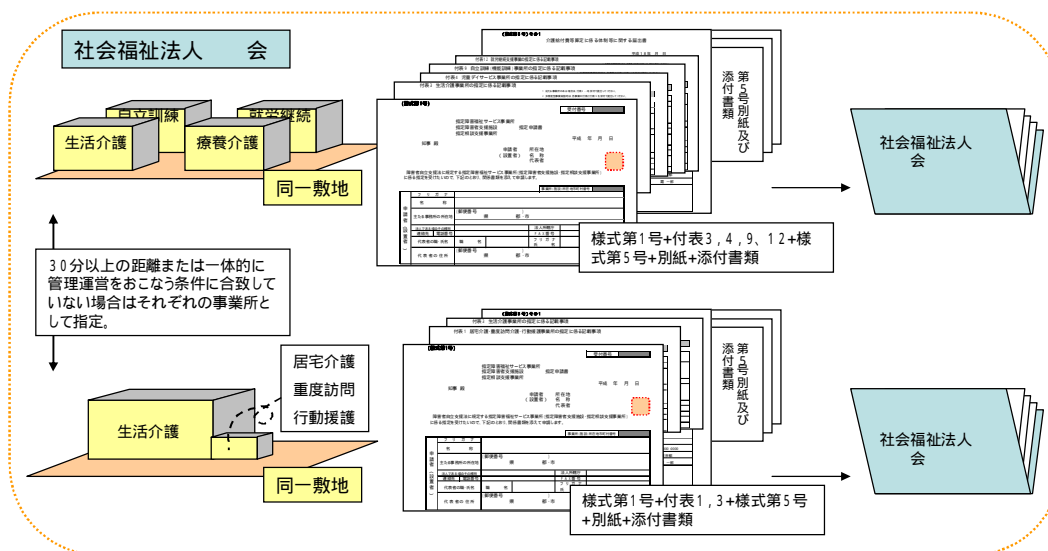
1. 事業者指定の申請手続について

事業者指定の申請手続フローについて

1. 事業者指定申請をする者

・事業者申請の主体は法人となる。

複数の事業所の申請を行う事業者で、一体的に行う事業所のグループが複数ある場合、グループ毎に様式第5号を添付し提出すること。



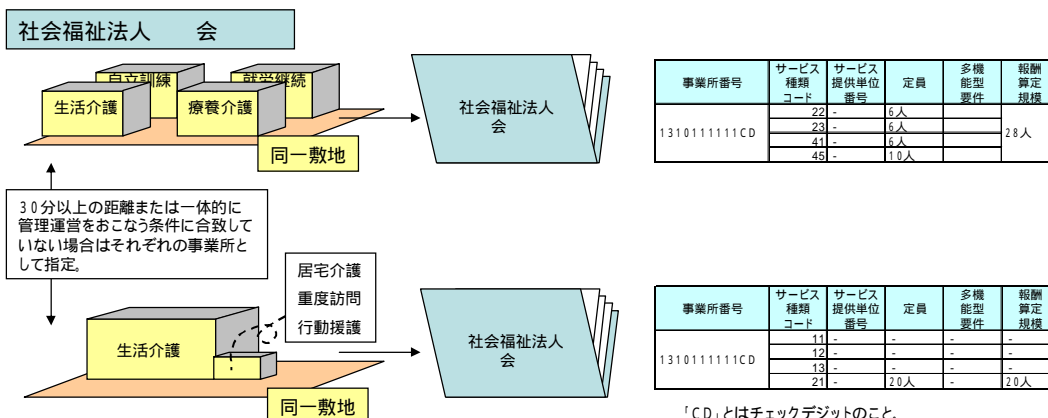
2. 一体的に管理運営する事業所

・一体的に管理運営される事業所として申請する場合については

(1) 一体的に管理運営していることにより、一つの事業所として指定されるもの。

(2) 多機能型の特例を受け、運営する事業所の申請を行う時となる。

なお、基本的に同一の敷地内で事業を行っている場合は一体的に運営ができるため、原則として一体的に管理運営する事業所として申請を行うこと。



「CD」とはチェックデジットのこと。

2. 同一の場所で複数事業を実施する場合

同一の場所で複数種類の事業を実施する場合の取扱い

同一の場所で複数の種類の事業を実施する場合は、一体的な運営が可能であることから、原則、多機能型と同様に取扱う。

(1)要件

- ・ 設備…事業ごとに求められる設備については、サービス提供に支障のない範囲で兼用が可能。

(2)報酬算定時の定員規模の取扱い

- ・ 複数種類の事業を合わせた総定員により報酬単価を算定。

ただし、現に複数の指定施設を同一敷地内に実施している場合については、新体系への移行後も、それぞれの施設ごとに運営が完全に独立しているときは、経過措置として、それぞれ独立した指定として取り扱う。

- ・ 判断基準…日中・夜間を通じ、サービス提供が完全に独立し、管理者も相互に異なる。なお、現に食堂等の設備を複数施設が共有している場合は、その範囲で、引き続き設備の兼用が可能。

現在の分場の取扱い

既に分場として都道府県知事に届け出ているものについては、

事業運営が一体的に行われ、

当該分場に、少なくとも専従の職員が1人以上配置されている

場合には、経過措置として、2の(2)(地域的範囲の要件)や3の(2)(最少利用人員の要件)を満たしていないものについても、従たる事業所として、主たる事業所と併せて一つの指定事業所として取り扱う。

3. 多機能型事業実施時の指定のポイント

複数種類の事業を組み合わせて実施する場合(多機能型)に係る指定の主なポイント

(事業ごとに指定)

事業者の指定は、障害福祉サービス事業の種類ごとに行うことを原則とし、複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合(多機能型)であっても、事業者の指定は、事業の種類ごとに行う。

このため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定が必要

(多機能型の対象事業)

(1) 指定障害福祉サービス事業者の場合

生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援による組み合わせを対象

(2) 指定障害者支援施設の場合

施設入所支援を除く施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援)による組み合わせを対象

特定旧法受給者については、就労継続支援も対象となる。

(一体的な運営の判断基準)

同一の管理者が事業所の管理を行うことその他、事業所の管理運営の方法が次のとおり。

利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること

事務所間で相互支援の体制があること

事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること

職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること

人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること

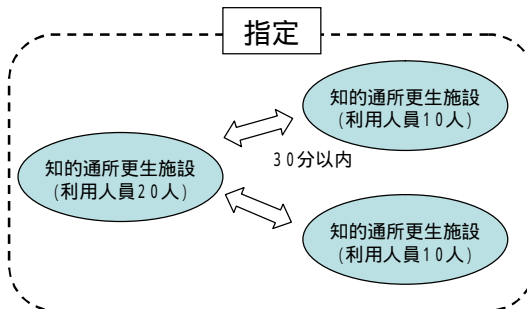
事務所間の会計管理が一本化されていること

4. 新体系に移行する際の分場の取り扱いについて

新体系に移行する際の分場の取り扱い (1の事業所への移行)

分場を持つ旧体系施設の移行イメージ

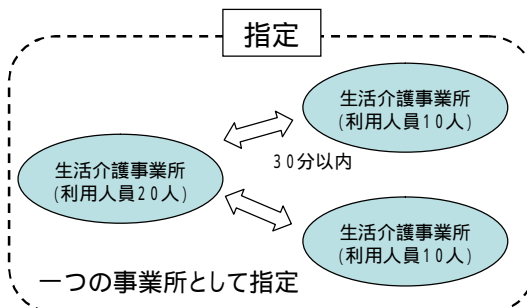
- (1) 事業運営
 - ・ 同一の管理者による管理
 - ・ 事務所間の相互支援体制
 - ・ 運営規定の一本化 等
 - (2) 地域的範囲
 - ・ 概ね30分以内で移動可能な範囲
- 既に分場として都道府県知事に届け出ていたものについては、経過措置を設ける。



一つの事業所として指定

- ・ 直接サービス提供職員は、事業所ごとに専従・常勤1以上
 - ・ 主たる事業所及び従たる事業所のそれぞれについて、事業毎に定める最小利用人員以上
- 既に分場として都道府県知事に届け出ていたものについては、経過措置を設ける。

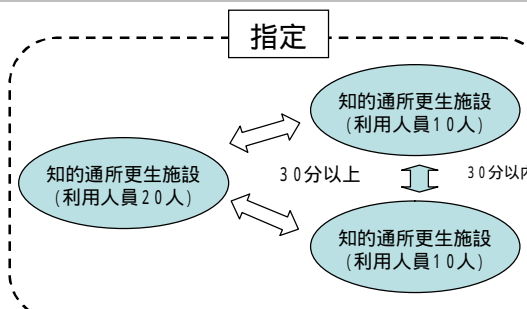
新体系に移行



新体系に移行する際の分場の取り扱い (複数の事業所への移行)

分場を持つ旧体系施設の移行イメージ

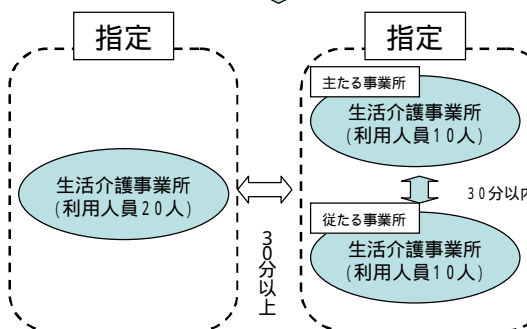
- (1) 事業運営
 - ・ 分場の運営形態が、本場から一定の独立性を有している。
- (2) 地域的範囲
 - ・ 本場と分場の移動に概ね30分以上要する範囲
 - ・ 分場相互間は概ね30分以内で移動可能な範囲



分場のみを別の事業所として指定が可能

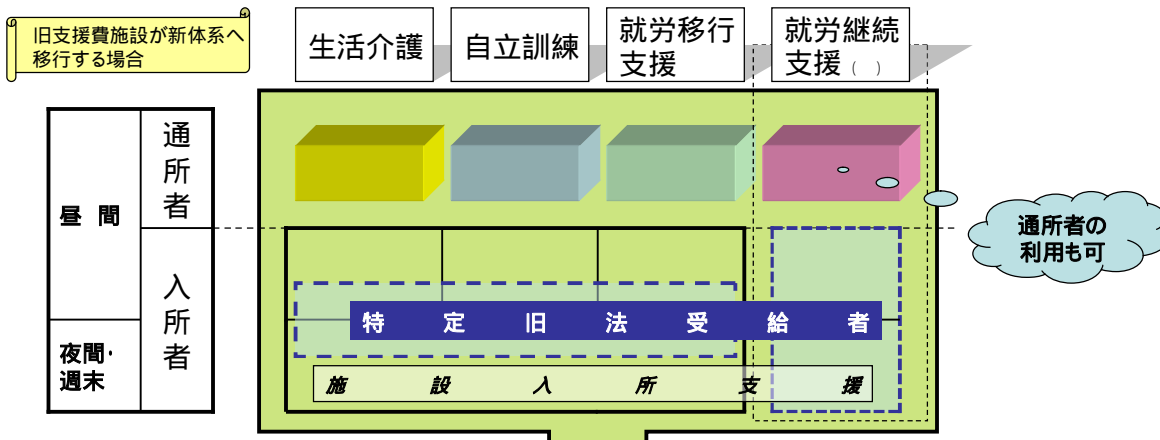
- (1) 事業所として指定することも可能
 - ・ 指定単位毎の定員により報酬単価を設定
 - ・ サービス管理責任者は、それぞれ配置することが必要
- 分場のみ移行が可能。

新体系に移行



障害者支援施設の事業者指定イメージ

障害者支援施設の事業者指定のイメージ -



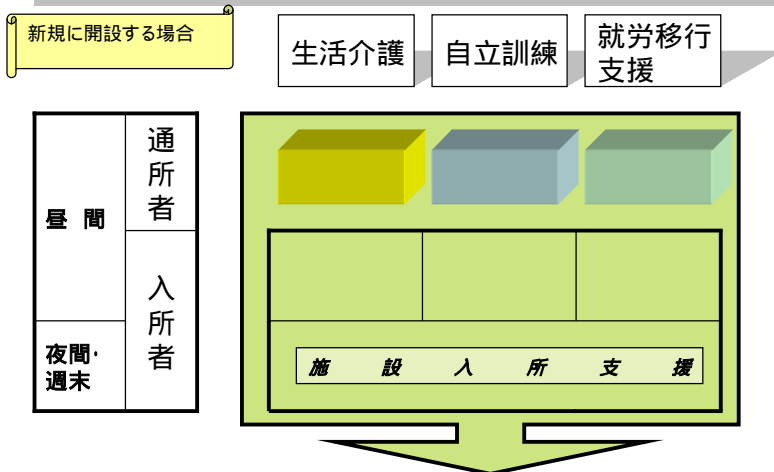
(ポイント)

指定障害者支援施設

- 施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く)の種類ごとの規模(利用定員)の合計の数は施設入所支援の規模(利用定員)より大きい場合があり得る。
- 施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く)の種類の変更又は定員の増減のうち、
 - (申請) ・ 生活介護及び就労継続支援(B型)を追加する場合
 - ・ 生活介護又は就労継続支援(B型)若しくは施設入所支援に係るサービスの量を増加する場合
 - (届出) ・ 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(A型)を追加する場合
 - ・ 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)に係るサービスの量を増加する場合
 - ・ 施設障害福祉サービスを削減する場合
 - ・ 施設障害福祉サービスに係るサービス量を減少する場合
- 特定旧法受給者を対象として就労継続支援を行う場合には、当該利用者以外の者(通所者)にサービスを提供する場合であっても、別途指定は不要。ただし、定員については、これらの通所者を含めた数とする。

平成24年4月1日以降については、障害福祉サービス事業(日中活動サービス)として、別途の指定を受けることが必要。

障害者支援施設の事業者指定のイメージ -



(ポイント)

指定障害者支援施設

- 施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く)の種類ごとの規模(利用定員)の合計の数は、施設入所支援の規模(利用定員)より大きい場合があり得る。
- 施設障害福祉サービスの種類の変更又は定員の増減のうち、
 - (申請) ・ 生活介護を追加する場合
 - ・ 生活介護又は施設入所支援に係るサービスの量を増加する場合
 - (届出) ・ 自立訓練又は就労移行支援を追加する場合
 - ・ 自立訓練又は就労移行支援に係るサービスの量を増加する場合
 - ・ 施設障害福祉サービスを廃止する場合
 - ・ 施設障害福祉サービスに係るサービスの量を減少する場合

グループホーム・ケアホーム

1. 指定の取り扱いについて

グループホーム・ケアホームの事業者指定の取扱いについて

1 事業者指定のポイント

グループホーム・ケアホームについては、平成18年10月1日以降、個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を一の事業所として捉え、サービスの種類及び事業所ごとに指定を行う。

事業としての最低定員は4人以上で、1住居の最低定員は2人以上。

世話人、生活支援員、サービス管理責任者の配置基準については、事業全体の利用者数及び障害程度区分に応じて設定。

2 事業者指定事務について

ケアホームについて

平成18年10月1日から施行される事業であり、現在のグループホームの実施の有無にかかわらず、新規の申請が必要となる。(変更届による対応は不可)

法附則第10条の規定により、グループホームの指定を受けたものとみなされた事業者の場合、その有効期間が平成18年9月30日までであることから、ケアホームに移行する場合、グループホームの廃止届を提出する必要はない。

平成18年4月～9月に新たにグループホームの指定を受けた事業者については、指定の日から6年の有効期間が設定されていることから、グループホームからケアホームに移行する場合には、グループホーム事業の廃止届を提出すること。

グループホームについて

法附則第10条の規定により、知的障害者地域生活援助の指定を受けていた者又は精神障害者地域生活援助事業を行っていた者については、平成18年9月30日までの間、グループホームの指定を受けたものとみなされているが、平成18年10月1日以降、事業を継続する場合は、改めて指定申請を行い、指定を受ける必要がある。

平成18年4月～9月までの間、新規に指定を受けた事業者については、指定の有効期間が6年間であることから、新規の申請は必要ないが、事業者は平成18年10月1日までに新たな指定基準に基づき人員配置の変更を行った時点で、その旨を記載した運営規程等に係る変更届を提出すること。

平成18年10月1日以降、住居を単位とする指定から、一定範囲内の地域内に存する複数の住居を一の事業所として指定する取扱いになることから、個々の住居をみれば、すでに自立支援法での指定を受けている住居、新規に指定を受ける住居が混在し、一つの事業所として運営するケースが考えられる。この場合の具体的な取扱いについては、別紙を参照。

3. ケアホーム対象者とグループ対象者を同時に受け入れる場合の取扱いについて

指定基準について

グループホーム及びケアホームとして、それぞれの指定が必要となる。

ただし、添付書類等の取扱いについては、都道府県において、適宜省略する等の取扱いを行うことは差し支えない。また、それぞれの指定基準は、下記のとおりとする。

【人員基準】

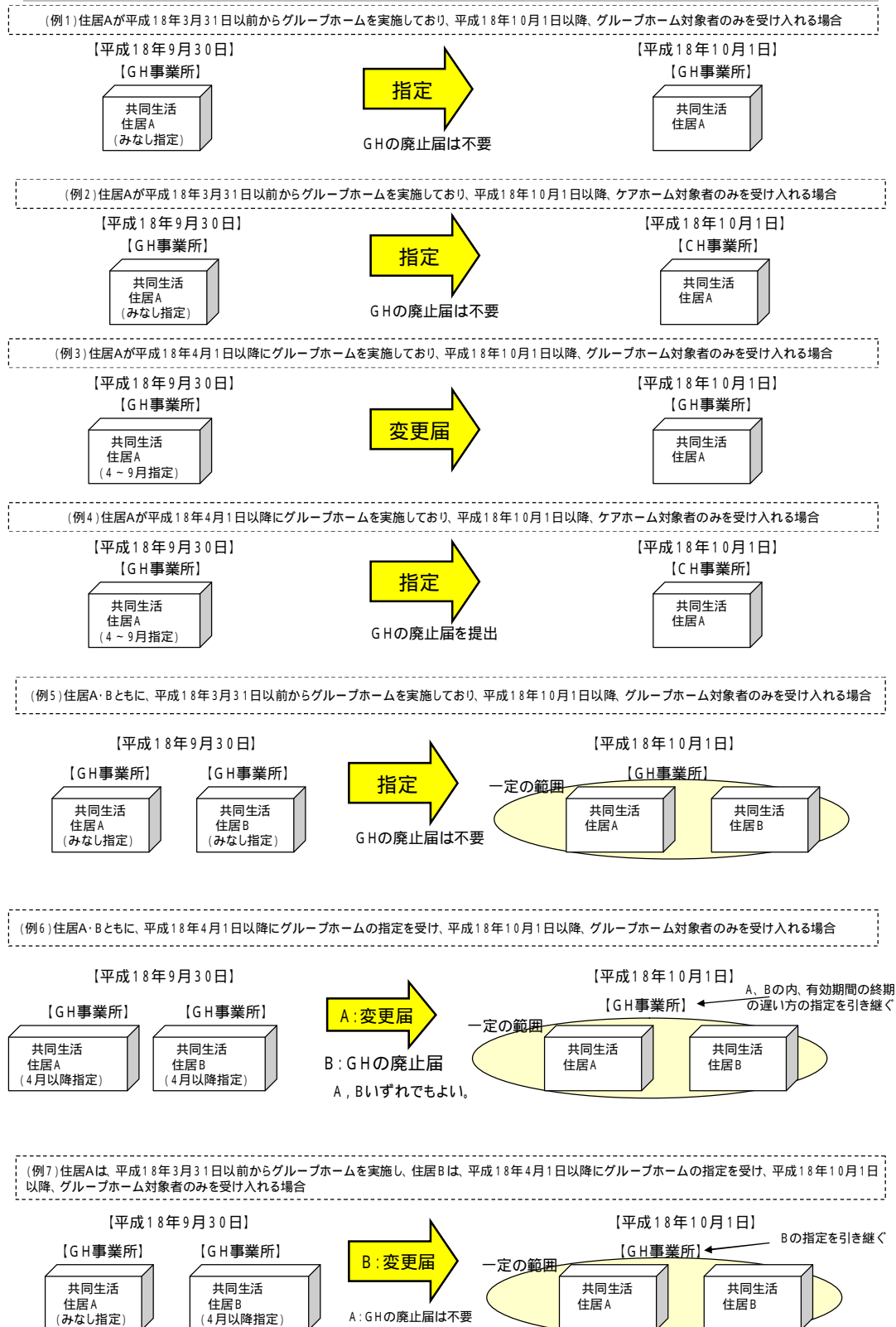
	管理者	サービス管理責任者	世話人	生活支援員
グループホーム	グループホームとケアホームの兼務可	グループホーム対象者とケアホーム対象者の合計数に対し、3対1で配置	グループホーム対象者とケアホーム対象者の合計数に対し、6対1で配置	
ケアホーム				ケアホーム対象者に対し、生活支援員を配置

【設備基準】

	事業の最低定員	生活単位(ユニット)の定員	1住居当たりの定員
グループホーム	グループホーム対象者及びケアホーム対象者の合計数で4人以上	グループホーム対象者とケアホーム対象者の合計数で2～10人まで	グループホーム対象者とケアホーム対象者の合計数について、新規建物の場合:2～10人まで 既存建物を活用する場合:2～20人まで (ただし、都道府県が特に必要であると認めた場合:30人まで)
ケアホーム			

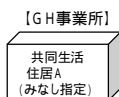
2. 具体的な取り扱いについて

事業者指定事務の具体的な取扱い

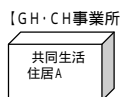


(例8) 住居Aは、平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合

【平成18年9月30日】



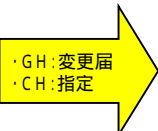
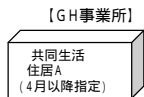
【平成18年10月1日】



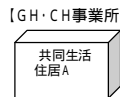
GH及びCHとしてのそれぞれの指定が必要

(例9) 住居Aは、平成18年4月1日以降からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合

【平成18年9月30日】



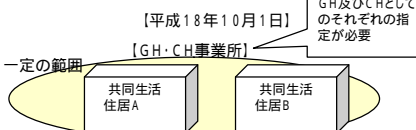
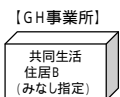
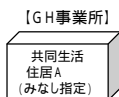
【平成18年10月1日】



GHとして変更届、ケアホームとして指定が必要

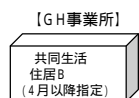
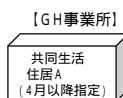
(例10) 住居A・Bともに、平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合

【平成18年9月30日】

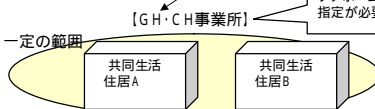


(例11) 住居A・Bともに、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合

【平成18年9月30日】



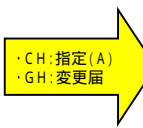
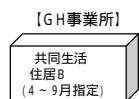
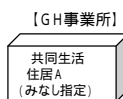
【平成18年10月1日】



A、Bの内、有効期間の終期の遅い方の指定を引き継ぐ

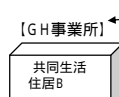
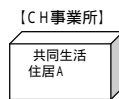
(例12) 住居Aは、平成18年3月31日以前からグループホームを実施し、住居Bは、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月1日以降、住居Aはケアホーム対象者のみ、住居Bはグループホーム対象者のみを受け入れる場合

【平成18年9月30日】



A: GHの廃止届不要

【平成18年10月1日】



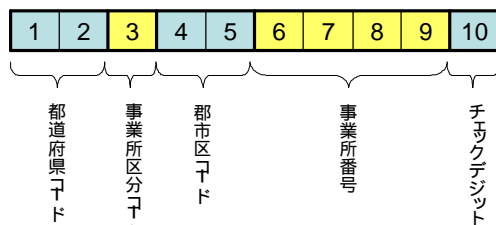
Bの指定を引き継ぐ

事業者番号の付番等に係る事務処理について

1 事業所番号の設定について

障害者自立支援法及び児童福祉法の指定事業所等の設定について

平成18年10月以降の事業所番号の体系



1～2桁目 都道府県コード…総務省が定めるコード

3桁目 事業所区分コード 「1」自立支援法【指定事業所】(GH・CH・相談支援事業所を除く)
「2」自立支援法【指定事業所】(GH・CH)
「3」自立支援法【指定事業所】(相談支援事業所)
「4」自立支援法【基準該当事業所】
「5」児童福祉法【指定事業所】
「6」地域生活支援事業

4～5桁目 郡市区コード…各都道府県の社会保険事務局が設定するコード

6～9桁目 事業所番号…郡市区コード内の通番

10桁目 チェックデジット…モジュラス10方式

2 事業所番号のルールについて

平成18年10月以降の事業所番号付番ルールについて

事業所番号については、指定事業所の単位で付番することを原則とするが、同一法人が同一敷地内等において **複数事業所を一体的に管理運営する場合**、**複数種類の事業を組み合わせ実施する場合(多機能型)**には、複数の指定事業所を1つの事業所番号で管理する。

「一体的に管理運営する場合」の判断基準

利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
事務所間で相互支援の体制があること
事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
事務所間の会計管理が一本化されていること

この基準に該当しなくとも、既に社福軽減の同一管理事業所として軽減を実施している場合で、引き続き軽減の同一管理を行うときには、同一事業所番号を付すものとする。

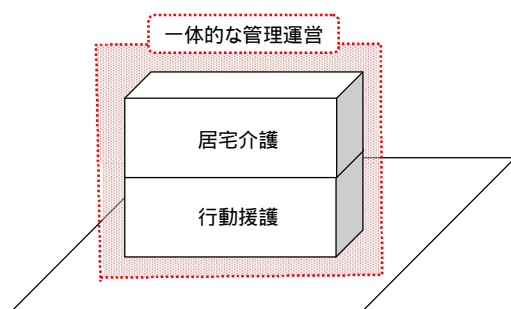
「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」によって届出がされた事業所については、必ず同一事業所番号で管理するものとする。

3 複数の指定サービス事業所等に同一事業所番号を付番する参考例

例1 同一法人が、同一敷地内等において、複数事業を一体的に管理運営している場合

同一法人が、同一敷地内等において、複数事業(例:居宅介護と行動援護)を一体的に管理運営している事業者については、同一の指定事業所番号を付番する。

この場合、複数の事業を1つの事業所番号で管理するため、事業所番号10桁とは別に、サービス種類を識別するコード(「サービス種類コード」)を使用する。



< 事業所指定 >

指定居宅介護事業所()

指定行動援護事業所()

< 事業所情報 >

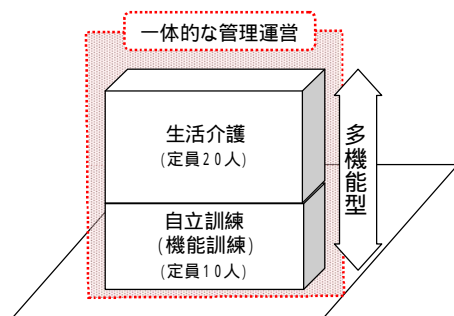
事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
131011111cd	11				
	13				

* 資料中使用している各コード等については、便宜上設定したものであり、実際に使用するコード等については、インタフェース仕様書共通編コード一覧にて、規定する。

例2 多機能型事業所の場合

多機能型として事業を行う生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所については、同一の指定事業所番号を付番する。

この場合、全事業の利用定員の合計人数により報酬算定を行うため、別途報酬算定上の定員数を管理する。



< 事業所指定 >

指定生活介護事業所()

指定自立訓練事業所()

} 多機能型事業所として指定

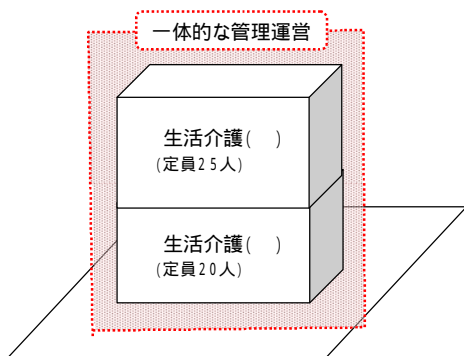
< 事業所情報 >

事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
131011111cd	21		20		30人
	31		10		

例3 サービス提供単位を設け事業を実施する場合

同一事業所内において複数の「サービス提供単位」を設けることが可能な生活介護事業、療養介護事業、施設入所支援において、複数のサービス提供単位の設定が認められた場合も、事業所番号は同一の指定事業所番号を付番する。

この場合、複数の事業を1つの事業所番号で管理するため、サービス種類コードとは別に、「サービス提供単位番号」を使用する。



< 事業所指定 >

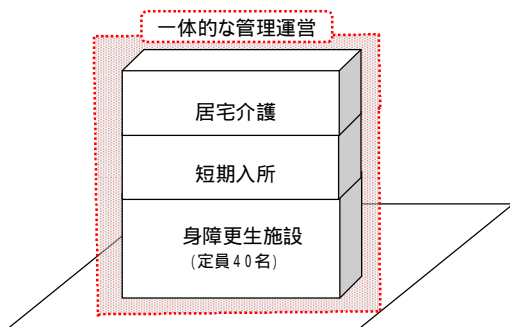
指定生活介護事業所()

〔 平均障害程度区分5 配置基準1.7:1 複数のサービス提供単位
平均障害程度区分4.5 配置基準3.5:1 〕

< 事業所情報 >

事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
131011111cd	21	01	25		45人
	21	02	20		

例4 居宅介護、短期入所、旧法施設支援を一体的に管理運営する場合



< 事業所指定 >

指定居宅介護事業所()

指定短期入所事業所()

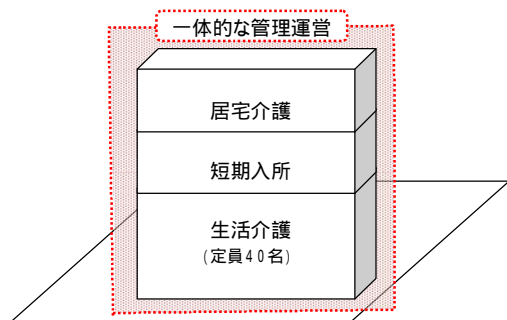
指定身体障害者通所更生施設()

< 事業所情報 >

事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
1310111111	11				
	24				
	91		40		40

例5 居宅介護、短期入所、生活介護を一体的に管理運営する場合

* 上記事例の 身体障害者更生施設が生活介護事業所に移行した例



< 事業所指定 >

指定居宅介護事業所()

指定短期入所事業所()

指定生活介護事業所()

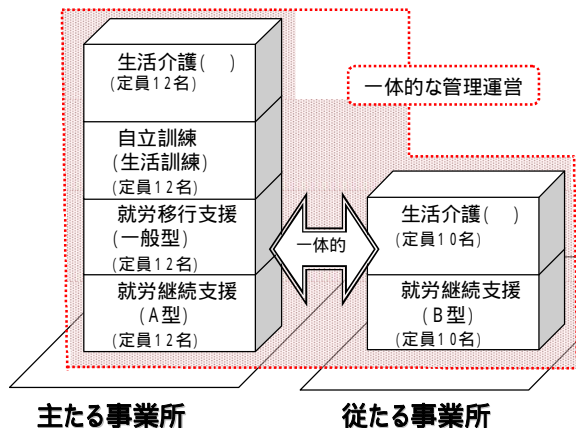
旧法指定施設が新体系に移行しても、事業所番号は変えない。

< 事業所情報 >

事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
131011111	11				
	24				
	21		40		40

例6 主たる事業所と従たる事業所が存在する場合

同一法人が、主たる事業所で生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)を実施し、従たる事業所で生活介護、就労継続支援(B型)を実施し、かつ、両者が一体的に管理運営されている場合には、同一の指定事業所番号を付番する。



旧法指定施設の本体施設と分場においても、同様の扱いとする。
その際、報酬算定上の定員は従前通りの算定方法

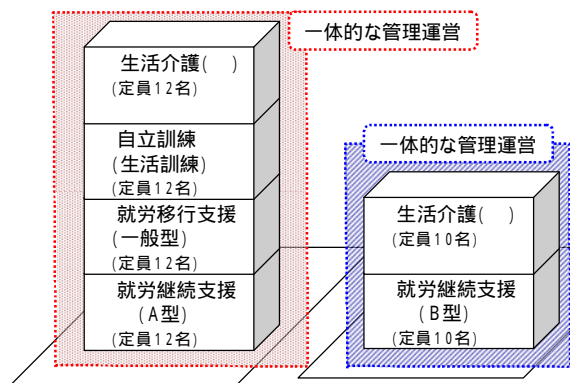
- < 事業所指定 >
- 指定生活介護事業所() 複数のサービス提供単位
 - 指定自立訓練事業所(生活訓練型:)
 - 指定就労移行支援事業所(一般型:)
 - 指定就労継続支援事業所(A型:)
 - 指定就労継続支援事業所(B型:)
- 多機能型該当

< 事業所情報 >

事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
131011111cd	21	01	12		68人
	32		12		
	33		12		
	35		12		
	21	02	10		
	36		10		

例7 例6の主たる事業所と従たる事業所の運営が基本的に独立している場合

同一法人が、一方の事業所で生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)を実施し、もう一方の事業所で生活介護、就労継続支援(B型)を実施しているが、各々の運営が基本的に独立している場合、それぞれに指定事業所番号を付番する。



同一敷地内でも、それぞれの施設ごとに運営が基本的に独立しているときは、それぞれに指定事業所番号を付番する。

- < 事業所指定 >
- 指定生活介護事業所()
 - 指定自立訓練事業所(生活訓練型:)
 - 指定就労移行支援事業所(一般型:)
 - 指定就労継続支援事業所(A型:)
- 多機能型該当
- 指定生活介護事業所()
 - 指定就労継続支援事業所(B型:)
- 多機能型該当

< 事業所情報 >

事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
13101111111	21		12		48人
	32		12		
	33		12		
	35		12		
1310122221	21		10		20人
	36		10		

法第79条に規定する事業の届出に係る留意事項

障害者自立支援法第79条に規定する事業の届出に係る留意事項－1

1 事業の届出について

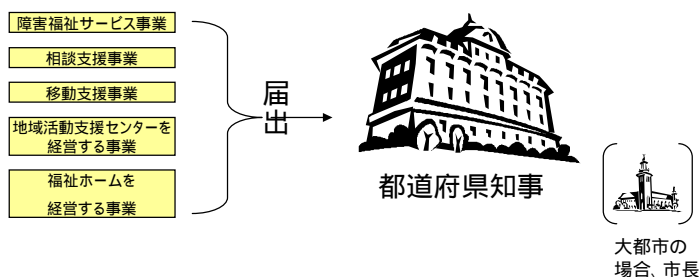
- ・ 法第79条に規定する事業の届出については、社会福祉法との関係から大都市(指定都市及び中核市)特例の適用がある。(地方自治法施行令参照)

2 指定申請手続との関係について

- ・ 事業者指定の申請については、10月の本格施行により都道府県に一元化されたところであるが、上記の理由で、大都市においては、法79条関係の届出書と指定申請書・届出書の提出先が異なる。

3 届出が必要な事業と、事項について

- ・ 事業の実施等に当たっては、障害者自立支援法第79条第1項の規定による事業について障害者自立支援法施行規則第66条において規定されている事項について都道府県知事(大都市にあっては市長)に届け出ること。



障害者自立支援法第79条に規定する事業の届出に係る留意事項－2

3-2 届出事項について

届出事項	障害福祉サービス、地域活動支援センター、福祉ホーム
開始・変更時	一 事業の種類及び内容(障害福祉サービスの場合、その種類も含む) 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) 三 条例、定款その他の基本約款 四 職員の定数及び職務の内容 五 主な職員の氏名及び経歴 六 事業区域(市町村委託の場合当該市町村の名称を含む。) 七 療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者包括支援(以上、施設を必要とするものに限る)自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター、福祉ホームの事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る)、所在地及び入所定員 八 事業開始の予定年月日
休止・廃止時	一 廃止し、又は休止しようとする年月日 二 廃止又は休止の理由 三 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

障害者自立支援法第79条に規定する事業の届出に係る留意事項－3

3-3 関係条文

障害者自立支援法(抄)

(事業の開始等)

第七十九条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 障害福祉サービス事業
- 二 相談支援事業
- 三 移動支援事業
- 四 地域活動支援センターを運営する事業
- 五 福祉ホームを運営する事業

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、前項各号に掲げる事業を行うことができる。

3 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国及び都道府県以外の者は、第一項各号に掲げる事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

障害者自立支援法施行規則(抄)

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

第六十六条 法第七十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業の種類(障害福祉サービスの場合、その種類も含む)及び内容
 - 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 職員の数及び職務の内容
 - 五 主な職員の氏名及び経歴
 - 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者については、当該市町村の名称を含む。)
 - 七 障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。)、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、地域活動支援センターを運営する事業、または福祉ホームを設置する事業を行おうとする者については、当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)、所在地及び入所定員
 - 八 事業開始の予定年月日
- 2 法第七十九条第二項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 第六十七条 法第七十九条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。
- 第六十八条 法第七十九条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止又は休止の理由
 - 三 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
 - 四 休止しようとする場合においては、休止の予定期間

障害者自立支援法第79条に規定する事業の届出に係る留意事項－4

4 事業実施方法との関係について

- ・ 事業の届出に当たっては国及び都道府県(大都市にあっては大都市を含む)以外の者がこれを行おうとするとき、都道府県知事(大都市にあっては大都市市長)に届け出る必要がある。この際、都道府県又は大都市にあって事業を委託、補助、指定管理の形でやっている場合があるが、

委託 については、事業主体として都道府県又は大都市がその実施権限を留保していることから都道府県又は大都市はこれを届け出る必要がない。

補助 については、事業主体は被補助者であるため、被補助者は都道府県知事又は大都市市長へ事業実施等を届け出る必要がある。

指定管理 については、

- (1) 使用料、手数料等に位置づけられたサービス提供に係る料金徴収主体が都道府県又は大都市の場合

・事業主体は、都道府県又は大都市となるため、事業実施等を届け出る必要はない。

- (2) サービス提供に係る料金徴収主体が指定管理者の場合(利用料金制度等による。)

・事業主体は、指定管理者となるため、指定管理者は都道府県知事又は大都市市長へ事業実施等を届け出る必要がある。

障害者自立支援法第79条に規定する事業の届出に係る留意事項－5

5 届出を要する区域について

- ・ 事業の届出に当たっては国及び都道府県(大都市にあっては大都市)以外の者が行う場合、その者が所在する区域の都道府県又は大都市に届け出る必要があるが、その際の取り扱いは以下の通りである。

事業者の存在する区域の都道府県又は大都市に届けを行う。その事業者の行う事業所が他区域に存在する場合、この事業所の存在する都道府県又は大都市に届けを行う。

また、この事業者の行う事業所の通常の実施区域が都道府県及び大都市の区域をまたぐ場合、事業経営地の都道府県又は大都市に届出を行うこと。

(例) 事業者AがA県に存在し、事業実施区域がB県にまたがる場合。

